京都の民主運動史を語る会 슾 報

> 2022年1月15日 第 252 号

> > (隔月刊)

題字 住谷悦治



燎 原 社

(京都の民主運動史を語る会) 代表 井口和起

事 務 局

京都市左京区高野東開町 1-23 第三住宅 33-302 井手幸喜 〒 606-8107

tel & fax075 (722) 3823

ける。シュ志向する。

(絵・奥西正史、文・佐藤和夫)

「史観」として意味づ権力は時間の管理を の管理を を編むのか。

異議申し立てをした。あなたは如何なる「史観」ダリは時計の文字盤を蕩けさせて時間の管理に



記憶・記録・記念碑…、そして歴史認識 京都の民主運動の歴史を語り継ぐために 井口 和起 2

余 滴 『京都宇治原子炉 ― 世界初の反原子力住民運動の記録』

「学術会議問題と谷善」―山雨来たらんと欲して/風 楼に満つ―

会員消息・催しの案内・短信・編集後記

地方自治と憲法

大田 直史 4

玉 井 和次 9

佐藤 和夫 13

15

そして歴史恣識に憶・記録・記念碑:

京都の民主運動の歴史を語り継ぐために

物の刊行も相次いだ。
要性が改めて訴えられた。アーカイブズ関連の書年で記念事業が行われ、記録の保存・利活用の重昨年二○二一年は、国立公文書館開館の五○周

た。

は
の
方は、一九四六年に中国・東北地域(旧満州)
私の方は、一九四六年に中国・東北地域(旧満州)

行政機関が作成する公文書は、仕事を進めるう に何かを伝えることに主眼をおいて作られるので に何かを伝えることに主眼をおいて作られるので はない。しかし、公文書管理法で謳われていると はない。しかし、公文書管理法で謳われていると おり、現在だけでなく将来も含めた国民への行政 の説明責任を果たす文書でもある。だからこそ、 の説明責任を果たす文書でもある。だからこそ、 のに保管しなければならないのである。

都府天田郡の村々や福知山市から、「満洲天田郷」何がどう記されているかは省略するが、かつて京とあり、正確には「満洲開拓団顕彰碑」である。一方、「満洲開拓団」碑は、「扁額」に「拓魂」

皆して、中国の東化地域(日・尚州) に

この事業の指導的役割を果たした人物による著作 いるのである。 て後世に 団魂」の り継がれるようにと生還した団員たちによって 渡った人々の 建設を目指して、 『生還者の証言─満洲天田郷建設史─』が一九八三 満洲開拓団」という「歴史的出来事」を、 九五一年に建てられたものである。ここでは、 「語り継ぐ」ために 「顕彰」という特定の視点から切り取っ 「開拓団魂」を「顕彰」 「満洲天田郷」については、その後、 中 国の東北地域 「碑」として遺して 旧 し、永く語 ・満州) に 「開拓

りはない。 る。この点では先の碑文の 跡」を残しておくために本書を著したと記してい ことを信じて、 を建設」 至純なる愛郷心_ 陸に村を分けることによって郷土の繁栄を求めた は当時の「狭隘な郷土農村の解放」を念じ、「大 実を否定」することは出来ないと語るが、他方で 本の軍国主義的侵略政策の一環だった「歴史的事 年に出版されている。ここでは、事業が持った日 せんとした「開拓精神に誤りはなかった」 この事業に参画した者たちの「足 と「北満の地に新しい理想農村 「顕彰」 と基本に変わ

かつて、成田龍一は「『引揚げ』に関する序章」



井コス

和起

(『思想』九五五号所収)の中で、一般論として経験の記述等を考えるときには、「三つの時間の関係の中で考察する必要」があると述べて、歴史の要」があると述べて、歴史のを改めて確認したことがある。

ま』という時間」=(第三の時間)である。二の時間)、③「それらを考察する(歴史学)の『二の時間)、③「それを綴る時間」=(

霊 あり、 と認識していたが、 年八月九日のソ連軍の 社会環境の変貌の中で、 験に関係する書物からの学習に加えて、 現地中国民衆との出会いやこの間の自分たちの経 らに三二年の歳月を経た、同じく「第二の時間」(こ 間」に属するものである。著作の方も碑文からさ いくつかの変化が生じている。 0) (「満洲開拓」) の当事者たちは、 の産物である。この歳月の隔たりの間に、 の場合、第二次の「第二の時間」とでも言うべき 文」は「出来事の時間」から六年後の「第二の時 ものではない。 第一の時間 次資料」とされるものである。これに対して、「碑 公文書館が所蔵・公開する文書は、ここでいう 「開拓地」を訪ね、同時に殉難した仲間たちを「慰 する中国訪問を経験している。 ソ連軍はむしろ侵略者を追い払ってくれ の産物であり、 「出来事」との関係でいえば、 中国では日本こそが侵略者 「満洲侵攻」 「語り継ぎ」の内容にも 「経験」を 例えば、 一週間、 を この訪中での とりまく 一九四五 「綴った 出来事 か

経て認識を改めたことなどである。 を広げることの必要性を痛感した」と訪中経験を のだという中国人の指摘を受けて、「世界に視野

みるとどういうことになるのか。 ち「京都の民主運動史を語る会」の活動を考えて こんなことをあれこれ考えながら、 改めて私た

なるまいと思う。 情報として収集・公開していく仕事はしなければ どこにどのような資料があるのかを知りうる限り 件を全く持っていない。とはいえ、公私を問わず 保存してはいるが、これを充分に行える主体的条 えることである。 フレット等々)の収集と保存・利活用の方策を老 産み出していた諸資料(会議の記録やビラ・パン いうべき、過去の京都の民衆運動自体がその当時 まず思い浮かぶのは、右の「第一次資料」とも 私たちは若干の資料を預かり

味や意義については、「批判」も含めて、 に委ねられるものでる。 わたってそれらを「語り継ぐ」人々の「第三の時間」 運動)の資料が遺されていく。 伝 限り回避する努力を伴って、文字化され、 あるもの)ではなく、 いての単なる「記憶」(忘却されてしまう恐れの 録として残されることによって、「出来事」につ 属するものである。ここで語られ、 「燎原」 [わる「記録」としての「出来事」 (京都の民主 私たちが主な活動として行っている例会や会誌 一の編集・発行は、右の 「記憶違い」などを可能な その内容が持つ意 「第二の時間」に 掲載され、 後世に 将来に 記

0) 一つは、 「記憶」として「忘却されてしまう恐れのある 本誌の編集会議などで議論している重点 いま早急に取り組まねば単なる個々人

> ことである。 題である。 運動」にまで視野を拡大できるかどうかという問 の視点から「語り継ぐべき新たな分野の諸活動や に入っていた分野のみならず、私たちの「いま」 の「京都の民主運動史」に自明のこととして視野 という「第三の時間」にいる私たちが、 重要な「記憶」を「記述」によって遺そうという もう一つの重要課題は、 まさに現在 これまで

うに、いわば て現在の民主運動の課題と方向性の一端を示す記 していくとともに、 保存・利活用に関する現在の民主運動を記録し遺 の記録を遺すという作業であろう。 月に発行された第二五一号に典型的に見られるよ 録に留めていくのである。 さらに、 編集上のもう一つの課題は、 「第一次資料」に近い、 憲法と地方自治の問題を論じ 湯川秀樹宅の 現在の運動 昨年一一

などがそれである。 れることもある。 念あるいは記念事業)などを指すものとして使わ とが多くなっているが、さらに「コメモリー」 えば、手記・回想記など)も含めて用いられるこ 「記憶」という語彙は、近年、記録されたもの 冒頭に挙げた 「碑」の建設事業 (記 例

語り継ぐために建てられた碑と碑文などの場合 手にまかされている。 に(或いは素材に)何をどう語るかはすべて語り 大災害などに関連した碑などである。被災経験を という願いを込めて遺されるものが多い。例えば、 れ去られないように(風化してしまわないように) このような場合は、 後の「第三の時間」に属する者が、それを前 その出来事が、 とにかく忘

ところが、「開拓団碑」の場合などはかなり 厄

ことを困難にする力が加わる。何の注釈もなく「第 識を妨げることにもなる。 とはかけ離れ、 語り継ぐと、「出来事」についての「歴史認識 三の時間」に属する者が、碑文の内容などをその は個々人の「記憶」や「思い出」を腹蔵なく語る 持たされて「語り継がれる」ことになる。ここで または団員を送出した「村」という単位の人々の 介である。大抵の場合、その参加者 まま(大抵の場合は「わかりやすく言い直して いわば「集団」の「公的」記録という意味合いを 場合によっては歴史的な考察や認 (開拓団 員

課題をどうとらえているかが基本的な出発点に 語り継ぐべき課題とするかは、 なってくるのである。 の時間」にいる私たちが、 こう見てくると、 私たちは何を記録し、 「いま」という時代の 最終的には 第三 遺

年でもある。この五○年・二○年をどう振り返り 年などに当たり、 新たな目標をどこに置くか。 今年は沖縄返還五〇周年・日朝平壌宣言 参議院選挙や京都府知事選挙の 一〇周

を如何に阻止できるかなどなど、 どう対応すべきなのか、そして日本国憲法の改要 の新年を迎えた。 歴史の認識のことなどをあれこれ考えながら、こ たちの目前に立ち現れている年の なるのか、 さらに、 「記憶」「記録」「記念」そして「語り継ぎ」と 気候変動をはじめ環境問題の深刻化 コロナ禍とその後の社会の変貌がどう 大きな課題が私 「いま」である

つ、 の例会や交流会が一日も早く持てることを願い コロナ禍が早く収まり、 新年のご挨拶とさせていただく。 会員の皆様との対

方自治体と憲法



大田 (龍谷大学 直史

はじめに

新の会が躍進したことで選挙後に岸田 原因については慎重な分析が必要と思 が獲得議席数での結果を出せなかった ら41議席へと躍進しました。野党共闘 席を獲得したほか維新の会が7議席か 審判を下すことが期待されました。し 上に積極的であったことです。 憲法改正に正面から挑み、時代に適し じて憲法改正問題について維新の会の の関係で注目したいのは、選挙戦を通 われます。この結果と本稿のテーマと 通政策で合意した野党共闘の国民的な 政治を取り戻すことを第一に掲げる共 きた自公政権に対して、憲法に基づく 院議員選挙では、 「基本政策維新八策2021」は「8 『今の憲法』 2021年10月31日に行われた衆議 結果は自民党単独で過半数の議 へ」を掲げ、自民党以 安倍政治を継続して その維

制度 で、 0) のひとつに「道州制」が含まれ、 政策提案は憲法改正の内容の3つの柱 あると思われます。特に、維新の会の の狙い等を見定めておくことは重要で 策自体もそれとして分析、 もあります。しかし、示されていた政 が支持されたからではないとする指摘 ンによるものであり、その政治・政策 徹底した個人攻撃等の選挙キャンペー は選挙における対立野党候補に対する うに思います。維新の会の躍進の理由 党を巻き込もうとする意図があったよ を握って進める憲法改正の運動に自民 ように思われます。維新の会が主導権 な姿勢を引き出す効果を発揮している 憲法改正問題に対する自民党の積極的 を行うようになってきているように、 テーマにも重要な関わりのある地方 この点にも最後に触れます。 の改変の提案が含まれていますの 検討し、そ 本稿

首相が憲法改正に対して積極的な発言 す 反することを明らかにしたいと思いま 道州制導入が憲法の地方自治の充実に 題となる点を明らかにし、このような 意義を確認して、 その充実にとって課

地方自治保障の意義

1

て機能しました。 まで国民を戦争に動員する仕組みとし 導的権限が強化されるなど社会の末端 市町村長の当該市町村内の団体に対す 補完する制度であり、 に国の統治機構に組み込まれ、 る指示権、 明治憲法下の地方制度は、 町内会・部落会に対する指 戦時体制期には それを 基本的

員会の 制度」 民間の憲法改正案でも、 人民共和国憲法 議論の中では、日本共産党の しかし、 への言及はありませんでした。 「憲法改正要綱」 戦後の民主化、 (草案)」を除いて、 でも 政府松本委 憲法改正 「地方 「日本

以下、

憲法における地方自治保障の

……、致命的」と批判しました。これ 実の日本国家をまつたく従前どおりに 最高法規性の規定の欠如と並んで「現 ました。 法改正草案」として公表されるに至り 成され、「地方自治」 示し、これに沿った「憲法改正草案要 草案は、 を受けて民政局が示したマッカーサー してお」くもので「日本の政治構造上 GHQは、松本案のこの点を、 が佐藤達夫と入江敏郎によって作 「地方政府」に関する内容を の規定を含む

事件の判決のなかで次のように述べて 地方自治保障の趣旨を、 とになりました。このような憲法上の います。 づいて憲法に地方自治が保障されるこ 分権化するうえで不可欠との認識に基 家を民主主義的に改革し、政治構造を このように明治憲法下の日本の 最高裁はある 玉

事件・最大判昭和38・3・27 ものである」(渋谷区長選挙贈収 その地方の住民の手でその住民の 団体が主体となつて処理する政治 に密接な関連をもつ公共的事務は、 化の一環として、住民の日常生活 を保障するにいたつた所以のもの 「憲法が特に一章を設けて地方自治 態を保障せんとする趣旨に出 新憲法の基調とする政治民主 た

うに述べています。 さらに、 別の最高裁判決も次のよ

定は、 国人地方参政権事件·最判平成7· 旨に出たものと解される」(定住外 の制度として保障しようとする趣 処理するという政治形態を憲法上 基づきその区域の地方公共団体が 事務は、その地方の住民の意思に 生活に密接な関連を有する公共的 自治の重要性に鑑み、住民の日常 「憲法第八章の地方自治に関する規 28 民主主義社会における地方

2 憲法の地方自治規定

2

法は、 文とその意味を確認しておきます。 定により地方自治を定めました。 国憲法は地方自治を保障しました。憲 して民主化することを趣旨として日本 92条は、 このように日本の政治構造を分権化 第8章の92条から95条までの規 「地方公共団体の組織及び 各条

of local autonomy とおれ、 ですが、 定めています。 の意 (『広辞苑 この「本旨」とは、「本来の趣旨 政府英訳では the principle 第7版』2017年) 「地方自治

てあらゆる立法の分野をカバーし、 象的で漠然としていることが、かえっ ち、「地方自治の本旨」という文言が「抽

そ

に基いて、法律でこれを定める。」と

運営に関する事項は、

地方自治の本旨

導してきました。 法を方向付け、 障するものでなければならない、と立 地方自治体に関する法律はこれらを保 民自治)があげられます。地方自治 づいてなされること(対内的自治・住 実行がその構成員たる住民の意思に基 および2)このような組織の意思決定 受けないこと(対外的自治・団体自治 の実行とが外部、 自治の単位組織としての意思決定とそ として、 の基本的原理」の意味です。その内容 普通、 法律の解釈・運用を嚮 1 特に国からの干渉を 地方自治体という

ついて、 2 つ の 明らかにしていると考えます。すなわ 害から広く防御するこの概念の意義を 夫の次のような反論は、地方自治を侵 を提案しています。しかし、この点に ありましたし、 おける地方自治の在り方検討WT報告 もこれを具体化する改憲案を「憲法に われてきたところであり、全国知事会 べきといった類の批判が、繰り返し行 が抽象的であるので具体的に規定する これまでこの (2017年) にまとめたことも 「自治」を憲法に規定すること 憲法の起草に当たった佐藤達 維新の憲法改正草案も 「地方自 治の本旨

ことを定めています。

40 頁、 協会編『地方自治論文集』(1954年) れらによる侵害を抑制する効能をもつ ことになるのではないか」 47頁以下。)、と。 (地方財務

また長についてもその設置を前提とし ですが、憲法は議会の設置を義務付け に委ねられるべき問題 成するかという点も地方自治体の自治 これを選挙する。」と定めています。 の議員及び法律の定めるその他の吏員 2項は「地方公共団体の長、その議会 機関として議会を設置する。」と定め、 法律の定めるところにより、その議事 て、長や議員等は住民が直接選挙する 93条1項は、「地方公共団体には、 地方自治体の組織をどのように構 その地方公共団体の住民が、直接 (自治組織権

例などは国の法令より厳しい規制や、 されてきた公害防止条例、 揮する上で重要であり、これまで制定 域の特性に応じた自主性・自立性を発 規定です。自治立法権は、 自治行政権および自治立法権を認めた 定めています。自治体の自治財政 で条例を制定することができる。」と を執行する権能を有し、 産を管理し、事務を処理し、及び行政 94条は、「地方公共団体は、その 個人情報保護条例、空き家対策条 法律の範囲内 自治体が地 情報公開条 権 財

> なく、 障が検討される必要があります。 をどのように考えているかは明確では 源の保障も議論されましたが、財政権 めており地方分権改革では自治体の財 必要です。94条では、自主財政権を認 囲内」としている点については検討が した。憲法は、その制定を「法律の範 先導する先進的な役割を果たしてきま が制定されるなど、 用の経験が蓄積された後に国でも法律 象として定めて規律を加え、 国が法令で定めてこなかった事項を対 今後とも自主財政権の具体的保 国の法律や施策を 条例の運

票での過半数の同意を要することとす ころにより、その地方公共団体の住民 について住民投票が実施されましたが となり、 国際文化観光都市建設法の制定が対象 和記念都市建設法(広島市)をはじめ 止する趣旨です。 ることで住民の意思に反する差別を防 担を課すことを内容とするものがあ 律のなかには特定の自治体に対して負 とができない。」と定めています。 なければ、国会は、これを制定するこ の投票においてその過半数の同意を得 適用される特別法は、法律の定めると 1950年には京都市についても京都 95条は、「一の地方公共団体のみに (自治特別法)、その制定に住民投 1952年までに16件の法案 1949年の広島平 法

可の要件と手続について一切定めず、 線鉄道整備法では、新幹線の工事実施 であると考えます。 されるべきであった、とする見解を述 律を定めて行うべきであり、その法律 基地を建設するという決定も国会が決 ません。いずれも自治体の都市建設に 義務を生じます。 することとされるなど住民と自治体に について鉄道の存する都道府県が負担 形質を変更する等の行為が制限を受け ついて、 ると新幹線鉄道の建設に要する土地に もこれに準じた手続が実施されるべき て特定自治体に義務が課される場合に 必要はなく、 けを伴う法律の制定の場合に限定する 頁)。この95条の規定の趣旨は義務付 べています(『憲法学者の思考方法』(青 の制定には沖縄県民の住民投票が実施 負担を押しつけ、 この趣旨に鑑みて、 れました。 なうという理由で住民投票の対象とさ たが、自治体に対する義務付けをとも 対する国の財政支援を定める法律でし 以後にはこの住民投票は実施されてい 三画が国土交通大臣によって認可され 2 0 2 1 年 建設に関する工事に要する費用 政令で定める地域では土地の 憲法学の木村草太教授は 法律に基づく措置によっ しかもこの法律は認 辺野古に新たな米軍 例えば、 162頁-173 沖縄県に米軍基地 全国新幹

> す。 合意を得ることを求めていると考えまはこのような認可に際しても、住民の大臣の裁量判断に委ねています。95条

現と分権改革即した地方自治の実

機関委任事務制度でした。

事務制度の廃止 (1)第一次分権改革:機関委任

上記のような憲法の「地方自治の本旨」に基づく地方自治の制度が、地方自治法等の関係法律の制定によって導定めている地方自治の主体について、定めている地方自治の主体について、定めている地方自治の主体について、
は城の自治体としての都道府県の二層制による地方自治制度を定めました。

都道府県知事、市町村長の直接公 との住民監査請求・住民訴訟制度な との住民参加制度の導入が特徴的です。その後1956年の改革を通じて、 す。その後1956年の改革を通じて、 が対して優位することが明確にされる に対して優位することが明確にされる に対して優位することが明確にされる に対して優位することが明確にされる に対して優位することが明確にされる に対して優位することが明確にされる に対して優位することが明確にされる に対して優位することが明確にされる

村制が採用された際に導入されていたとなっていたのが、明治期に市制・町県・市町村の関係が上下関係として再県・市町村の関係が上下関係として再

生まれていました。このような事態は あるかのように受けとめられる状況が 村との関係が上下の行政機関の関係に 機関委任事務制度の存在を通じて国と とめられるのが通例だったといわれ する大臣の通達等でも国の下級機関と 理をしたわけではなく、 治事務と機関委任事務とを区別して処 処理の上では、自治体の担当職員が自 村長等の違法な処分を取り消すことが けるものとされ、都道府県知事は市町 県知事および主務大臣の指揮監督を受 大臣の、 て都道府県の知事等の執行機関は主務 処理します。この事務の処理に当たっ りながらその管理・執行が法令によっ しての長等に対する通達のように受け できるとされていました。実際の事務 行機関は、 委任された自治体の長や委員会等の執 る事務のことです。国の事務の執行を て自治体の長その他の機関に委任され 治体の関係が、また都道府県と市町 機関委任事務は、本来国の事務であ 市町村の長等の場合は都道府 国の下級機関として事務を 自治事務に関

理由として使われました。 を自主的かつ総合的に実施する役割を 地方公共団体は、 自治法が、 が行われました。役割分担では、 役割分担の明確化、 す。同改革は、このほか国と自治体の れることになったという意味がありま の地方自治の本旨に即した関係に置か じめて地方自治体と国とが対等・並 地方自治を保障する日本国憲法下、 改革は、機関委任事務制度を廃止して、 旨に反するものでしたが、 体の「団体自治」を保障した憲法の 組織・運営、 したが、これが後に市町村合併推進の かかる自治体の役割を包括的に定めま 広く担うものとする」と地域的行政に などにかかわる必置規制の緩和 め」としていました。第1次地方分権 活力に満ちた地域社会の実現を図るた の自主性・自立性を高め、 方針」は、 議決定「地方分権の推進に関する大綱 権改革の理念について1995年に閣 止されるまで増え続けていました。 の第一次分権改革によって全面的に 地方自治の本旨」に即した自治体の 基本理念を「地方公共団体 国の役割を限定する一方、 とりわけ国に対する自治 「地域における行政 機関・職員 個性豊かで 1 9 9 ・廃止 (・資格 地方 は

権改革後に残る改革課題として、地方地方分権推進委員会は、第一次分

てきました。
てきました。

~広域連携へ 2地方分権改革と市町村合併

10年間、 併 果的には、 2000年から2010年までの約 成の合併』について」は、合併によっ 月時点では1730 存在した市町村が、2010年の3 な関与の措置によって進められ、 れることになりました。「平成の大合 必要とする主張の根拠として用いら 町村の行財政能力増強のため合併 る団体になる必要がある」として市 幹部分を自主的・自律的に実施でき る「今後の市町村は、 としての基礎的地方公共団体」 くなり「相当程度進捗」がありました。 いて住民が必要とするサービスの しかし、2010年の総務省の「『平 が、 次分権改革後、 国・都道府県による積極的 市町村合併特例法を使って、 市町村の人口規模は大き 1999年当時3232 (約54%) にま 「分権の担 福祉国· 国家にお であ い手

> て市 示しました。 による補完」等へと転換する方向 識にたち、 策として合併が限界に達したとの認 ての市町村が行財政力を強化する方 あったことを認めています。 が届きにくくなる」といった問題が 辺部の格差が増大する」、「住民の声 遠くなり不便になる」、「中心部と周 意味しないこと、 ことは行財 「身近な総合的な行政主体」とし 町村の人口規模が大きくなった 「広域連携」や 政能力の向上を必ずしも 住民から「役場が 「都道府県 同文書

これを受けて、2013年の第30 これを受けて、2013年の第30 これを受けて、2013年の投割を果たしていく上で、市しての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである」とし、2014年の地方自治法改正で「連携協約」、および「事務の代替執行」の制度が設けられました。

年5月、 受けて2015年に年制定されたま 増田レポ を続ける21世紀のために『ストップ 市区町村が消滅可能性があるとした 0) 子化 手法としても重視され、 自治体間の連携は、 ・地方元気戦略』」) 2040年に全国896の j |-(日本創成会議「成長 地方創生推 の公表を 2 0 1 4 進

> 置づけ、 います。 り出す契機を有する政策と指摘されて 路を通じて広域的な基礎自治体をつく 地方創生は、 圏の形成の促進」が掲げられました。 枢都市圏』 連携による経済・生活圏の形成」を位 ち・ひと・しごと創生 ち・ひと・しごと創生法に基づいて「ま 『総合戦略』」 具体的項目として「『連携中 の形成」および「定住自立 自治体間連携という迂回 0) 「基本目標」に 『長期ビジョン』 「地域

斐閣、 戦略と2020年の32答申です。 が、2018年に公表された20 のあり方の方向づけると考えられるの うえに、 うことが指摘されなければなりません れてきたが、それは「地方自治の本旨」 しい能力を備えた「地域の総合行政 権改革は、 圏の形成促進と権限移譲などの地方分 革以降の市町村合併、 ような分権改革と自治体政策の展開の (参照、 に即した地方自治の拡大、充実とは違 主体」とするためという名目で進めら 以上にみたように、 2012年 、塩野宏 『行政法Ⅲ 〔第4版〕』 今後20年程度の射程で自治体 自治体を分権時代にふさわ 232頁)。この 連携、 第二次分権改 定住自立 _(有

4 「第32次地制調答申」

の方向性 地制調答申の示す自治体改革 1)自治体戦略2040と第32次

行政の標準化・共通化」をはかった「ス としてAI・ロボティクスの導入の る圏域マネジメントの仕組み」 的な個別最適と全体最適を両立でき グで考えて、 り越える対策をバックキャスティン 2040構想研究会「第2次報告」(以 いました。 マート自治体への転換」を提言して マート自治体への転換」、 も担うべき機能が発揮される自治体 の必要を強調し、 に生じる人口減少等による危機を乗 下、「2040構想」) 現在の自治体間連携を超えて中長期 2018年、 「②破壊的技術を使いこなすス 自治体のあり方を示し、 総務省自治 「①半分の職員数で は、 「3)自治体 約20年後 体 戦 略

べき地方行政の姿」として、「デジタ拡大のリスクに対応して」、「目指す認識に基づいて、新型コロナ「感染第32次地方制度調査会が同様の課題

連携計画の作成等の仕組みの法制度化 自立圏・連携中枢都市圏」との関係で、 の法制度化には直接言及せず、 2040構想でいわれていた 会への多様な住民の参画」を課題とし、 と地方公共団体の広域連携」、 の可能性に言及していました 化」を第一に挙げ、「公共私の連携 「地方議 圏域 「定住

ためには各自治体のシステムで使われ 用することでシステム更新等にかかる でガバメントクラウド上に構築し、 運用してきていた情報システムを共同 のデジタル化は、 の整備等」等を方向づけました。 同化等」、「公的基礎情報データベース 及び地方公共団体の情報システムの共 による情報の円滑な流通の確保」、 係る基本方針」、として「多様な主体 の責務を課したほか、「施策の策定に 成に関して自主的な施策の策定と実施 地方自治体に対し、 デジタル庁の指揮の下急速に進展して 法が可決成立し、 てきた言語や書式等をすべて標準化し コストを抑えるとされています。 います。デジタル社会形成基本法は、 ここに提言された行政デジタル化 各自治体がそれぞれ個別に構築し 2021年5月のデジタル関連6 7の利便性の向上に資するものです 行政事務の効率化と 同9月から発足した デジタル社会の形 その 行政

> が実体化され個々の自治体の自治が否 同が促されることとなり「圏域」行政 になり、 変・追加する等のカスタマイズも困 なれば一自治体の判断でシステムを改 ド上に構築し、共同で運用することに す。情報システムをガバメントクラウ 上乗せ給付等の余地が制限を受けま て地域の実情に応じて工夫されてきた ムの標準化に関する法律)。これによっ が生じます(地方公共団体情報システ や手続についても標準化をはかる必要 情に応じて定められてきた独自の基準 て統一する必要があるほか、 定される危険性が出てきています。 結果として自治体の連携・共 地方の実

これは自治立法権侵害の疑いが濃厚で 条例を一旦 の個人情報を保護してきた自治体の することでこれをクリアし、 方自治体にも基本的な規定内容を適用 こで、デジタル社会形成基本法は、 制が障害になると考えられました。そ 流通には従来の個人情報保護条例の規 出 や地域の枠を越えたイノベーション創 データのオープンデータ化は、「組織 タ化も内容としています。 含む自治体保有データのオープンデー 人情報保護関連三法を一本化して、 の基盤」として期待され、その活用 行政デジタルは、 「リセット 」しましたが 住民の個人情報を 行政保有 長年住民 地 個

> す。 ていくのかが問題となっています。 を条例の存続によって保護していくの 護してきた住民のプライバシーの権利 従来の自治体の個人情報保護条例が保 益を保護することを目的」としており、 個人情報の保護」を目的としてきた 有用性に配慮しつつ、個人の権利利 新たな条例の制定によって保護し 新個人情報保護法は、 個 人情 報

むすびに代えて

です。 サ で職務に余裕ができる職員による窓口 タマイズを追究することとデジタル化 体化する危険性が高く、 共同化によって進められ、 ウドの共同利用は、自治体間の連携 定するものです。またガバメントクラ り、それ自体地方自治を制限または否 体行政の標準化・統一を前提としてお をもたらすことは確かですが、それ自 効率化と住民にとっての利便性の向 つつあります。それが、 るべき姿として提言され、 としての役割を果たしていくためにあ に対応して、自治体が総合行政の主体 決定=団体自治の可能性を奪うもの ービスの充実等の真に住民の利便性 政デジタル化は、 情報システムの自治体毎のカス 人口減 自治体行政 個々の自治体 具体化され 圏域化を実 少社会

> えます。 げる工夫をすることが重要であると考 能性を探究し、地方自治の充実につな などデジタル化の「自治的転回 向上につながる取り組みへとつなげる 0)

自治の充実にはならず現行憲法の「地 権限の強い道州を設置することは地方 しょう。都道府県に代えてこのような 民自治が機能しない地方団体となるで 社会的基盤があるとは考えがたく、 ることが予想される道州にこのような ます。住民人口が2000万人を超え 基盤が存在」することが必要としてい 共同体意識をもつているという社会的 済的文化的に密接な共同生活を営み、 共団体といえるには「事実上住民が経 た最高裁の判決は、 るようにするとしています。 自治体の組織・運営について定められ とし、道州には法律に優位する条例で と基礎自治体2層制の「自治体」 容の2番目に 維新の会の憲法改正案についてです。 方自治の本旨」を否定するものです。 「維新八策 2021」の3つの改憲内 最後に、「はじめに」で触れ が「自治や問題解決」を担うも 国家の役割を限定し、 「道州制」を挙げ、 憲法がいう地方公 原則 前に挙げ ました 「自治

記録 世界初の反原子

玉井 和次(宇治原子炉設置反対運動史研究会)

共著です。 共著です。 共著です。 共著です。 世界初の反原子力住民運動の記録』を 世界初の反原子力住民運動の記録』を 世界初の反原子力住民運動の記録』を

本の内容は『燎原』247号(2021年2月15日)に「住民運動で原子炉設置計画を撤回させた宇治の運動史」として掲載しているので、出来るだけ重して掲載しているので、出来るだけ重

研究は急加速 研究会発足により調査

2011年3月11日に発生した東日本大震災、東電福島第一原発過酷事故の翌月から調査研究をはじめ、途中仕事の関係で思うように進まなかったが、2018年6月に退職したのを機に専念しました。2018年12月に完生した東日

していただき、調査研究は急加速しました。研究会員は12名で、研究会員の皆様には貴重な資料提供や、研究会での様々な御意見をいただき、大変参考となったことに感謝の気持ちでいっぱとなったことに感謝の気持ちでいっぱ

特に山口利之さんから頂いた祖父・出り頂いた『「京都大学研究用原子炉」より頂いた『「京都大学研究用原子炉」より頂いた『「京都大学研究用原子炉」の誕生』(熊取町教育委員会、平成8年3月、非売品)は記述を展開していくうえで重要な要素となりました。「川上美貞は当時㈱松北園茶店の支配川上美貞は当時㈱松北園茶店の支配人であり、運動の中心的役割を果した人物であり、反対運動の内部の資料として署名数の流れ・接触者なども具体的に記されていました。

で図書館へ行けない時期に再読してみについては、当初参考資料としての位については、当初参考資料としての位

れに対する住民の嚆矢進(原発の源流)の流(2)「原子力の平和利用」推

ました。同時に「宇治設置」には宇治を口実にして当時の政府が基礎研究(原子核など)よりも応用研究(原子炉、とりわけ原発)をあいまいな科学的根とりわけ原発)をあいまいな科学的根とりわけ原発)をあいまいな科学的根とりわけ原発)をあれて対峙して宇治市の住民が猛烈な反れに対峙して宇治市の住民が猛烈な反れに対峙して宇治市の政府が基礎研究

の住民といっしょに反対運動を展開しまた大阪府下の自治体が、設置予定地が宇治放棄のあと、大阪府下に展開した時には反対する住民運動に敵対した事

①宇治の近代の歴史、度重なる火薬

担った地元住民の「火薬より恐ろしい 明確になったため、 運動が「前史」的な役割であることが 研究する中で、火薬製造所復活反対の 復活反対の運動は視野に入っていな は復活反対の運動に起ち上がり、 復活の動きがあったときには宇治市民 民は6回におよぶ爆発事故の恐怖の中 が明治維新以降戦争がある度に火薬製 動の展開」では、 原子炉」という気持がよく理解できま た。その結果、原子炉設置反対運動を かったが、原子炉設置反対運動を調査 を撤回させました。当初、 廃止されましたが、朝鮮戦争を契機に しています。そして戦後火薬製造所は で生活せざるを得なかった歴史を展開 造所設置・拡大がなされ、その結果住 の近代」「第4章 「第3章 第1章 原子炉設置予定地宇治近辺 宇治に研究用原子炉?-茶業が盛んな宇治市 追加調査をしまし 原子炉設置反対運 火薬製造所

②設置準備委員会発足に至る経過 設置準備委員会の内容

曝している出来事である重大性と、 する電源開発促進法(1952年) 活の道程の中で「電力確保」を目的と 置準備委員会」では、敗戦後の産業復 迫した時期であったことを解明しまし を発表するなど原子力利用に対する緊 ちに日本学術会議が総会声明として 洋ビキニ環礁でマグロ漁船乗組員が被 正」ということで予算(1954 力予算が中曽根康弘らにより「予算修 ら研究を開始しました。日本初の原子 たる経過」 「第6章 「原子力三原則(公開、 第2章 年度) 設置準備委員会発足に 成立させた直前に、 研究用原子炉設 自主、 民主)」 太平 昭 直

した。 が不十分なまま原子力発電(応用研究) 研究者の意見を踏みにじり、基礎研究 研究を重視していた学術会議や多くの 実に早期の原発導入発言を行い、 子力委員会設置法が公布・施行された へと突き進んでいったことを解明しま (国務相) |後に正力松太郎初代原子力委員長 1956年1月に原子力基本法、 は「電力需給ひっ迫」 を口 基礎 原

> たく同様の事態がこの時期に起こって いたのです。 3 11を経験した現在の状況とまっ

月20日)までを記述しています。 第5回設置準備委員会(1957年8 年11月) 以降、設置準備委員会発足(1956 用として関西に設置することを決めて 査会が研究用原子炉を西日本の大学共 委員会および前身の原子力利用準備 設置準備委員会については、 から「宇治放棄」を決定した 原子力

ことが明確になりました。 も研究者の利便を重視する姿勢である 城陽市長池地域です。京大はどこまで ます。「長池」とは宇治市の南にある を「舞鶴、 1回準備委員会で京大側は設置予定地 た60数件の資料を点検していると、第 京大原子炉実験所より掲載許可を得 木幡、 長池」と発言してい

載していませんが、「資料」に第1回 および会議録を収録しています。 ~第10 回 した第5回設置準備委員会までしか掲 なお、 本文では「宇治放棄」を決定 (多分最後) まで公式発表用

3 治体の対応 第5章 原子炉設置に対する自

心に展開しています。 この項では、周辺自治体の動向を中

大阪府の対応は「宇治設置」 の場合

> 取り合わない態度に終始していまし 周辺の住民が反対運動を展開しても、 れる」として反対運動を展開してい の場合は「上水道源の淀川が汚染さ の意向だと思われます。「宇治設置 機がありました。 を口実に原発誘致を視野に入れた動 地 たが、「宇治放棄」以降は設置予定地 選定では正反対です。 、大阪府知事が「原子力の平和利用 「宇治放棄」以降大阪府下の候補 関西電力など財界 その背景に

比という形でまとめました。 最終的に湯川秀樹と槌田龍太郎の対 究した学者・研究者は多数あるが、 子炉設置と研究者」とした。調査研 3 私 が担当した原稿の最終章は 「第7章 原子炉設置と研究者」 「原

新社、 が賛成したのに他の阪大教授が地 子炉」(35年12月18日)の中で「私が 掲載記事は退官後京都新聞に掲載し は退官後 たのは滝川幸辰の文章である。 湯川と槌田を対比することに決心し いまもフに落ちないのは阪大の委員 後に掲載されている「関西研究用原 た随想をまとめたものです。その最 様々に思案していたが、 昭和39年)を出版している。 「ゆきとき清談」 (河出書房 最終的 滝川 13

> 記しています。 で反対の宣伝をしたことである。」

た。 ていることに強烈な違和感を持ちまし がいまもフに落ちないのは」と記載し も京大総長です。 は文部省から京大総長あての文書から るのです。研究用原子炉設置の責任者 である滝川はその委員会に責任者とし ことは研究用原子炉設置計画の責任者 め保留条件をつけて第一候補地とし 出のため早急に決定する必要があるた に全文掲載)で阪大側委員は て出席しており、この発言は知ってい ではなく「宇治を第一候補地」とした めの便宜上の措置として「宇治に決定 は異論は出ていません。予算獲得のた た」と発言し、この発言に出席者から しても宇治という事については予算提 (1956年11月30日)「記録」 しかし第1 回 にもかかわらず「私 設 置 準備 「大阪と 委 (資料 員

た。

置計画の最初の責任者(京大総長)で たからです。 求められたにも関わらず毅然と対処し 事実その後文部省より間接的に辞任を 対比的に記述しようと決めました。 た槌田龍太郎阪大教授(当時)です。 人は「職を賭して」反対運動に参加し その結果、 の当事者であり、 戦前の滝川事件 最終章は二人の研究者を 研究用原子炉設 (京大事

在住の玉井和次さん

埋もれた歴史に光を当てた。

跡。 夜学。40年間勤め上 同時に、立命館大学で 後、電電公社に入ると げ、宇治高齢者事業団 の理事も歴任した。 現在も黄檗公園の 玉井さんは高校卒業

一帯を「火薬製造所の利便がよく水も豊富な担った大村益次郎は、担った大村益次郎は、 まで置かれた火薬製造 適地」と見定め、敗戦 と福島原発事故があ 造所復活の動きが出った同地で再び火薬製

12

月 5

H

版記

3・11東日本大震災

り、玉井さんは「メル トダウンがパンドラの

箱を開けた」と強

に収蔵される過去記事

を読み込んだ。

空襲を免れ、焼けなか またがる約6万坪。 山南団地=伏見区=に 住民被害も頻発。 所と火薬庫。 今、木幡の宅地や桃 朝鮮戦争特需の中、 数回爆発を起こし、

国は1956年に原

反対決議文を手渡し

議らを中心に反対の声 翌年、藤井治男宇治市 動きと並び、地元では 準備委が設置される。 都大学には原子力利用 研究用原子炉設置の

ずつぐ)さん(73)。ご近所のひと言からテーマを調べ抜き、 NTT)で勤め、約30年前から宇治市木幡で暮らす玉井和次(か 京都市伏見区に生まれ、日吉ケ丘高校を卒業後、電電公社(現 世界初の反原子力住民運動の記録―を副題に添えた『京都 原子炉』(群青社)が、このほど発刊された。著者は、 明るみとなる。 て、原子炉設置計画も 構えた設置準備委の湯明。期成同盟は京大に 川秀樹委員長を訪ね、 茶業協会も反対を表 特別委で意見陳述し、 だった川上美貞が衆院 を強め、 茶問屋松北園の専務 反対期成同盟

子力委員会を発足。京 た。

遂に完成した。 の流れを詳細にひも解 棄」が決定されるまで いた玉井さんの労作が 同年8月に「宇治放

講演 う。 A5判。253%。

め、Amazonなど口の大垣書店をはじ もの請願書名を集めて でも購入できる。 当時、有権者の4割 近くでは京都駅八条

問い合わせ、市図書館事が分かる」と本紙に

資料や新聞記事を掘り となる出来事を数々の 証言を追い求

結ばれ、人間関係と背 と胸を張る。 景も見えてきた。原子 ったか…に近付けた」 ちがどういう気持ちだ 炉設置に直面した人た 「点と点が

綿密

に

旧

洛夕

1

も

掘

IJ

起

反原子力 住民運動

つぶさ

研地 究元 会の

福島

が契機、

労 作

調査の過程で京大にひ み。最後の2年間はコ とり出向いて資料公開 振り返る玉井さんは、 データベースの打ち込 ロナに翻弄された」と はじめの3年間は

に触れる。 頼を得られた」と成果 粘り強くお願いして信 肩書も何もない。

料から垣間見えるとい 受ける湯川の苦悩も資 原子力委員会委員を

価格2200円 (税込

宇治の住民運動 計画断念に追い込んだ 日本初、いや世界初

記憶の蘇りを耳に

に丹念な調査を始 したのをきっかけ

できた」。

らばったパーツを補強

人)が立ち上がり、

置に反対した」と

「父が原子炉設

18年には宇治原子炉

いう近所の男性の

(奥西知子会長、12設置反対運動史研究会

で開かれる。 木幡地域福祉センター 会が12月5日 (日) に た玉井さん。 出版を記念する講演 10年の歳月を掛け

3人が講話する。 つこと」の題で玉井さ である山口利之さんの いた川上美貞さんの孫 美さん、運動の中心に 治男さんの娘の石原浩 く尽力した市議・藤井 した岩崎弘さん、 た岩崎弘さん、同じ父が反対運動に参加 一発刊にあたって思

んが講演を行う。 午後2時~3時30分。

方、

炉」と玉井さん】

究 時 雑

48 - 7237まで。 2の携帯090-90 問い合わせは玉井さ となる「京都宇治原子 【写真―自身初の刊行

洛タイ新報 2021年11月27日より

> 3 運動が語り継がれて なぜ原子炉設置反対

いないの

①反対運動に携わった関係者の が川上美貞の手帳 を探したが、 料調査研究の中で、 唯一見つかったの 当時の資料

にとっては、 反対運動 なぜ資料がないのかと考えました。 0) 中心的役割をした茶業者 この年の茶生産は死活

燎

11

扱った記事が少な

地元の動きを

樹親子、元市議会議長小山園の小山英二・茂松北園のほか、山久

の平岡久夫さんらの声

タイ(洛南タイム

で親しまれた「洛

掛け、

聞き取りを進め

いうのが当時地元 並び、役立ったと

る人があれば」と呼び

京都新聞などと

地元で何か知ってい転井さんはその後も長いたが、大脈も広げた

と関連して槌田 考えていたかと思うと、 なことです。 もう一人を誰にする 0) 言動をどのように か。 極めて 前 述 0 念 経

ある滝

川幸辰は自

1身の

戦

前

の出来事

絶の として正力松太郎初代原子力委員長 抗議の談話を発表したり、 湯川秀樹に決めたのは、 者であっ したが、 過から滝川幸辰総長 示していました。 も応用 な胸 (原子核など) 玉 原発早期導入」 研 究用 [際的 中を抱い 原子炉設置の実務上の責 研 た湯川秀樹と決めまし 原子炉 究 運 |動に参加 (原子 てい 設置につ を重視する姿勢を 力 発言をした際に たからです。 (当時) したりした一 より基礎 原子力委員 核兵器 (V も検 ては た。 当 複 任 研 廃 討

が

問題でした。前年は戦後最大の霜害に

4月5日の第4回設置準備委員会で、宇治設置は回避できると考え、新茶の生産に全力を注入したと考えられます。宇治茶は今でも玉露の生産は日本一。4月に入ると茶葉を直射日光から守るため覆いをしたりで、茶摘みの準備などで一年で一番多忙な時期で準備などで一年で一番多忙な時期で

反対運動を中心的に牽引した茶業者たちは、「日本初、世界初の住民運動により原子炉設置計画を撤回させた最初の運動」等という意識はなく、平穏な生活が戻ってホッとして生業中心となったことが、資料を保管することが

②「宇治市史」本編に記載なし

3600頁という詳細な市史です。 48) 年1月~1983 (昭和58) 年8 巻が年表で構成され、1973 (昭和 5) 年8

年表には5つの出来事の記載がありまはいっさい記載されていない。ただし和3年2月発行)。しかし、第4巻に「宇治市史4 近代の歴史と景観」(昭 この反対運動を記載するとすれば、

す

宇治のある茶業者に事前に研究目的と趣旨を書いた手紙を郵送しお会いしと趣旨を書いた手紙を郵送しお会いした時のことです。この方は手紙を読んで事前に「宇治市史4」を調べておらずまで書いて頂いている原子炉反対運動のことは宇治市史には載っていませんね」と言われました。

たきな要因と考えます。 大きな要因と考えます。 大きな要因と考えます。 大きな要因と考えます。 大きな要因と考えます。 大きな要因と考えます。 大きな要因と考えます。 大きな要因と考えます。

「宇治市史4」には、朝鮮戦争直後 から火薬製造所復活の動きがあった が、住民の反対運動により宇治市議会・ 市長も反対をした結果、火薬製造所復 活を阻止した運動の記載はあります。 その数年後に起こった原子炉設置計画 は、まさに同じ火薬製造所跡での出来 事です。

市議会2番目の特別委員会が設置され以来の署名(有権者の4割)を集め、弟。林屋辰三郎は、宇治市はじまって対。林屋展三郎は、宇治市はじまって三郎京大教授(当時)。木幡にあった三郎京大教授(当時)。木幡にあった

た反対運動を知らなかったはずはない と考えます。「宇治市史」年表の「序」 には「本書は『宇治市史』の続編ある いは別巻として編さんしたものではな く、全く単独の利用価値をもつものと して刊行するものである。」としてい ますが、ここにはわずかではあるが記 載があります。

私は、林屋辰三郎は事実を知っているが、何らかの事情で記載しなかったと考えています。今後の課題として、と考えています。今後の課題として、

(4) 表題を「京都宇治原子

都宇治原子炉」としました。予定でしたが、種々検討した結果「京子にでしたが、種々検討した結果「京メインタイトルは「宇治原子炉」の

設置準備委員会が決定・発表した。呼は「宇治を第一候補地」でした。しか し、設置予定地(約6万坪)は当時の 行政区画で見れば約4・5万坪が京都 市伏見区。約1・5万坪が宇治市。敷 地面積の4分の3は京都市であるにも かかわらず、なぜ「宇治を第一候補地」 と発表し、ことさら宇治を強調したの と発表し、ことさら宇治を強調したの

字台と言えば字台をで有名ですが、んでしたが推測はつきました。響を及ぼします。答えは見つかりませ称は第一印象として人間にかなりの影

があり、その結果、設置予定地の4分 ずです。設置を推進する勢力は、 を計画していると全国の人々は思うは 表したと推測します。 の1しか占めない宇治市を候補地と発 な限り国民の非難を少なくしたい思惑 すると、日本の大都市に研究用原子炉 都市(伏見区)を第一候補地」と発表 定都市)の一つです。設置予定地を「京 設置予定地の4分の3を占める京都市 全国的にみれば地方都市です。 (伏見区) は当時の6大都市 宇治と言えば宇治茶で有名です (政令指 可能 一方、 が

ならば、タイトルは設置準備委員会が「宇治を第一候補地」と発表したこく、この反対運動を全国のより多くのとから「宇治原子炉」とするのではなく、この反対運動を全国のより多くのとの思いで「京都宇治原子炉」と社会

学術会議問題と谷善」

-山雨来たらんと欲して/風 楼に満つ―

言論の府で闘う言論の人・谷口善太郎が

1950年2月17日、衆院文部委員会で49年衆院選挙京都第1区から初当選した共産党の谷口善太郎が、学術会議会員の科学技術行政協議会への委員推薦に係わって任命拒否を生じた問題と同年2月13日に東京都教育委員会がと同年2月13日に東京都教育委員会がと同年2月13日に東京都教育委員会がと同年2月13日に東京都教育委員会が

戦後の47年総選挙で得た現有4議席から49年には35議席に大躍進した時代から49年には35議席に大躍進した時代府各機関の科学技術行政の連絡調整に必要な事項を審議することを目的に科必要な事項を審議することを目的に科必要な事項を審議することを目的に科必要な事項を審議することを目的に科必要な事項を審議することを目的に科

から内閣総理大臣が任命し、委員のう術会議会員が科学技術行政協議会の委員に推薦された。科学技術行政協議会長の第四条では委員会の構成は、関係各行政機関の官吏及び学識経験者の内各行政機関の官吏及び学識経験者の内

ればならないとされていたのである。ち、その半数は学識経験のある者では、日本学術会議の推薦を尊重しなけは、日本学術会議の推薦を尊重しなけ

と谷善は質問した。 まだ任命されていない」のは、なぜかうち山田勝次郎君という人だけが、い推薦が学術会議からありまして、そのがあれていない」のは、なぜかが、いいでは、100mのは、10

そのうえで「2月15日に、この協議会の会合に法務府の方からもこの協議会にられて、自分の方からもこの協議会に好したい。委員でなくてもオブ委員を出したい。委員でなくてもオブ委員を出したい。(太字・引用者)学識経に具合が悪い。(太字・引用者)学識経に具合が悪い。(太字・引用者)学識経に具合が悪い。(太字・引用者)学識経に具合が悪いで、各省の次官も大体出ているそうで、各省の次官も大体出ているそうでで、各省の次官も大体出ているそうでで、そのために法務府からは出したいた。そのために法務府からは出したいかしてほしいということを申し出ておかしてほしいということを申し出ておかしてほしいということを申し出てお

う建前にあるのであります」と糺した。務府の要求もそのまま一緒に出すといない。この任命がはっきりすれば、法薦した委員のうち一人が任命されてい

行政協議会との関係学術会議と科学技術

学術会議法の成立を受け、1949年1月20日に学術会議が成立するため、年1月20日に学術会議が成立するため、年1月20日に学術会議が成立するため、科学と国策が遊離することがないように行と国策が遊離することがないように行と国策が遊離であった。しかし、審議機は内閣総理大臣が閣議を経て実施するという建前であった。しかし、審議機は内閣総理大臣が閣議を経て実施するという建前であった。しかし、審議機は内閣総理大臣が閣議を経て実施するという建前であった。しかし、審議機という建前であった。しかし、審議機という建前であった。しかし、審議機という建前であった。

では、法務府の科学技術行政協議会

への参入の意図は何なのか。この法務府とは、超憲法的権力としての占領軍府とは、超憲法的権力としての占領軍 た特別審査局(1952年以降は公安 調査庁に継承・引用者)のことであり、占領軍の命を受け学識経験のある者の発言をチェックする必要があったのであろう。政府機関に反政府的な意見のあろう。政府機関に反政府的な意見の浸透を防護するという目的だ。

佐藤

和

夫

もともと科学技術行政協議会法の審議の中で、「この協議会が一見してどうも官僚的な感じがする」と指摘され、会長、副会長の選任方法についても従来の手法を踏襲して内閣総理大臣や国務大臣を当てずに、むしろ民間の学識経験を有する人を登用すべきだとの意見もあったぐらいである。

ずすことをはらったのか。
しかし、法の三条及び四条では、委員として官僚と学識経験者を同数として構成するとしている。そこで、学術会議からの委員候補として推薦人数をがらいる。

政府委員として文部事務官が答弁した。「とりあえず法務府の方からの申し出につきましては、もちろん会議に傍出につきましては、もちろん会議に傍が者として出席することはさしつかえがすことをねらったのか。

た。「法務府特審局(1952・7・21結局、「法務府」の狙いどおりになっ

以降、 される) 審査委員会設置令など治安法規が整備 防止法制定及び公安調査庁法及び公安 況なのである。 をチェックしようとしたのではないか。 まさに、朝鮮戦争開戦前夜の政治状 団体等規制令は廃止、 が、 学識経験のある者の発言 破壞活動

推薦名簿から排除する理由とは 学術会議会員の山田勝次郎氏を

う公的審議機関の委員に任命すること 学術会議に当選し2期つとめた、 所属し、選挙制度下の1949年日本 業・農民研究をつづけ、 の判決を受けた。マルクス経済学の農 挙に連座し、 学研究所員となり、 重する」義務があり、かつ憲法19条「思 を拒否したのである。 山田勝次郎を科学技術行政協議会とい 運営に参加し、経済部会・農業部会に と繭の経済構造」(42年)などを刊行し 発達史講座」に執筆。地代論論争や「米 1931年に上京し、プロレタリア科 大経済学部助教授を退職させられた。 資金寄付と目遂行為をしたとして、 Ш 戦後、民主主義科学者協会の創立 田 氏は1930年5月に共産党に 「学術会議からの推薦を尊 懲役3年·執行猶予4年 32年にプロ科の検 科学技術行政協 「日本資本主義 その

> わらず、 であろう は、 はならない。」とされている。 想及び良心の自由は、これをおかして 占領軍の団体等規制令によるもの 山田勝次郎氏を排除する権限 にもかか

席を失った。 レッド・パージが始まった。 鮮 0) 1950年6月9日、 事件などの戦後疑獄による反共政策が、 著になった下山事件・三鷹事件・松川 義的な内政干渉と1949年頃から顕 時のソ連や毛沢東の中国による大国 5月1日、共産党中央委員会分裂。当 を批判するコミンフォルム批判を受け 公職追放に極まった。6月25日、 1952年4月28日以降占領終結 戦争が勃発した。かくて7月24日 1950年1月6日、 共産党中央委員 平和革命方式 谷善も議 朝

れなかったのである。 しての占領軍命令は有効とされ救済さ 時としては違憲であるが超憲法権力と という行政処分は最高裁判所からも当 日本独立後でも、占領軍が下した追放

である。

統治行為論」でつじつまをあわせるの

任命拒否の意味 学術会議会員候補6人の 2020年10月1日

析官の経歴を持つ佐藤優氏が、 作家で外務省の情報に係わる主任分 任命拒

> あろう。つまり、憲法体制と安保体制 の立場から容認できないとするもので 任命するのは「日米同盟体制」の強化 称・民科)の構成員を特別職公務員に 見なしている「民主主義科学者協会」(略 化をねらっている共産党の外郭団体と 命拒否した。日本共産党を破壊活動防 者3人をカモフラージュ的に混ぜ、 職公務員」に任命することを拒否する 政法) 科大・憲法)、 命大・刑法)、 などで解説して見せた。 否の理由を雑誌「文芸春秋」やSNS 止法の調査対象団体と規定し、 ために、人文・社会科学系の括りで後 ど国家公務員であるが、前者を「特別 部会関係者、他の3人は東大や京大な 矛盾は、 など3人は私学出身の民科法律 政府による有権解釈という 岡田正則 小澤隆一 (東京慈恵会医 (早稲田大・行 松宮孝明 非合法 任 立

に満つ」とよく書いたものだ。 て//風 谷口善太郎は、色紙に揮毫を求められ 練手管をつくして、言論抑圧と闘った ンネームのたびたびの変更や作家稼業 ると、中国の三体詩「咸陽城の東楼」(許 からシナリオライターへの転業など手 プロレタリア文学の「伏せ字」やペ の一節から、山雨来たらんと欲し 楼に満つ〟を踏まえ、「風楼 惰眠を

> むさぼるな、と戦争前夜の警鐘をなら したのだろう。

憲法体系 安保法体系に従属強いられる

しているのではないか。 者の会を立憲主義を守る統一戦線と見 問題の狙いは、 れるべきだ。日本学術会議の任命拒否 論で仮装した解釈改憲派にプロテスト る。 安保法体系に憲法体系を従属させて 内閣人事局がJCIA機能をはたし 警備公安警察を三位一体的に掌握する を経て、今や内閣調査室・公安調査庁 なし、反共主義的な楔を打ち込もうと した「言論力」の人・谷善は語り継が 戦前の特高警察から占領期の特審局 「内閣府人事局」による「統治行為 安保法制に反対する学

の会報 として未然形のまま弾圧された歴史か 場づくりが、 主主義擁護の民主運動派による協力の の先行・徹底)と反戦反ファショの民 階革命論(まずは前段の民主主義革命 りをいましめ、 の教訓から、 和田洋一は、『世界文化』や週刊『土曜日』 ン7回大会に呼応する「人民戦線運動 かつて、京都の民主運動史を語る会 『燎原』の発起人・住谷悦治や 革命派の独善・独りよが 権力によってコミンテル 戦前の革命運動の二段

するという論理の帰結は、メシアによ る救済の千年王国とブッダの教えに倣 ら教訓をくむべきだと語った。 終局の理念が違うので共闘から排除

体制に組み込まれていくだろう。 各個撃破され当面の戦争協力、総力戦 いで共闘を拒否すれば、 い極楽往生などの〝究極の理念〟の違 権力によって ひと

れていた「今週の標語」、みんな、 された。どこかのお寺の門にはりださ をしいられ、神も仏も戦争責任をおわ たび、 戦争を追認すれば、一億総懺悔 ば

稿

く響く。 らばらで、みんな一緒に (『谷善と現代』 のことばが重 No.5の一部改



[新会員

京区) 勝村誠さん (北区) 富山仁貴さん (茨木市 谷川恵さん(上

死去

2022年1月) 年10月) 手塚吉郎さん(大阪市、 鰺坂 真さん(左京区、 2 0 2 1

かつて会員だった方の訃報

松岡健一さん

長。著書に『わが青春に悔いなし―戦 同病院内科医、82年院長、 学医学部に入学。卒業後、 六高から京大医学部へ、その後岡山大 中・戦後を生き抜いた一医師の回想 (『燎原』 158号に関連記事 昨年3月死去。1927年生まれ、 93年名誉院 岡山水島共

浦本信子さん

125・164号に聞き取り記事。 京都市職労、 2021年10月死去、101歳。 京都府内職友の会会長。 その後、 解雇で大阪高裁まで裁判 左京新婦人結成に参 『燎原』

会員だった藤原ひろ子さん(衆議院

議員) します。 他界されました。謹んで哀悼の意を表 り、会員だった三双順子さん(京都市 わられた湯浅貞夫さんの実姉でもあ 会議員・京都府会議員)が本年1月に が昨年の12月、 燎原の編集に携

号以降に掲載させて頂く予定です。 活動等についての紹介記事は改めて次 お亡くなりになられた方々の生前

催しもの案内

◇2月12日 (土) ◇2月11日 パスプラザ第3講義室 「建国記念 周年記念学習会 立100周年・同和の特別法終結20 ボール京都大ホール の生涯に学ぶ」 今日的課題 広さん)、地域人権運動への発展と の日」(紀元節)を考える京都集会 100周年の歴史を考える(西尾泰 「韓国人元BC級戦犯李鶴来さん (金) (吉岡昇さん) 14 時 〜 13時30分~於、 全国水平社創立 全国水平社創 於 キャン ラ

短 信

玉 [領五 郎を顕彰する京都の会結

> 録されています。 働組合と評議会大会の任務」等が収 陣の米騒動と国領五一郎」(新井進)、 働組合結成から100年を迎えて」 生き方」(足立恭子)、「西陣織物労 志)、「民衆から愛された山本宣治の 成十五 「河上肇の活動とその生涯」(山本正 (2021年9月) A4判 72頁。 「西 (松下崇)や国領の論文「戦闘的労 年記 念誌 玉 領 五 郎

国民救援会大阪本部の柏木功さんか 今後の調査研究の足がかりにしてい と記録されていないことに気がつき 運動のなかでも戦前のモップル(解 月)をお送り頂きました。お手紙の ら『大阪のモップル した。三島無産診療所についての正 たのに残念です」と認められていま とめてくれる人がおられればよかっ 辻村さんや塩谷さんがご健在の時に ただけたらと、まとめたもの」とさ で活動した人たちのことは、きちん や日本赤色救援会大阪地方委員会) 放運動犠牲者救援会大阪支部連合会 なかでは「大阪の社会変革をめざす 圧犠牲者救援運動』(2021年9 大阪のモップルについてきちんとま 併せ「『燎原』でも出ています 戦前大阪の弾

確な記述も貴重な指摘となってい

ます。 牲者名簿の取りまとめが最終段階をむ はA5版471頁。 かえていると聞きます。完成が俟たれ 人々—治安維持法犠牲者名簿:大阪」 6772-7555まで。京都でも犠 大阪の『時代に抗して光を求めた 問い合わせは06



編

- 集
- んと三枚のお札_ ▼日本昔ばなし改定版「山姥と小僧さ
- らったお札を取りだしました。 小僧さんは、和尚さんからお守りにも ▼こわいこわい山姥に追いかけられた
- げ込もうとしました。 なれ」といって、小僧さんは山寺に逃 ▼「お札よ、三回目のワクチン接種に
- てよかった、めでたしめでたし。 ▼そこに公衆衛生山「保健所寺」があ
- に活かす京都府政を。 より「いのちが第一」の憲法をくらし ▼と、なりますように。 大型公共事業 (さとう)

京都教職員組合

執行委員長 中野宏之 京都市左京区聖護院川原町 4-13 京都府教育会館内 ☎075-752-0011 FAX075-751-1091

京都市職員労働組合

中央執行委員長 永戸有子 〒604-8571 京都市中京区河原町御地 ☎075-222-3883 FAX075-222-3893

府民本位の新しい民主府政の会

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5F 京都自治体労働組合総連合内 〒604-8854☎075-801-8816

京都民主医療機関連合会

〒615-0004 京都市右京区西院下花田町 21-3 春日ビル4F ☎075-314-5011

京都民医連中央病院

〒616-8147 京都市右京区太秦土本町 2-1 ☎075 (861) 8147

公益社団法人 信 和 会

京都民医連あすかい病院

京都市左京区田中飛鳥井町 89 ☎075-701-6111

図書出版 文理閣

〒600-8146 京都市下京区七条河原町西南角 ☎075 (351) 7553 FAX075 (351) 7560

22

京都自治体労働組合総連合

執行委員長 福島 功 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5F 〒604-8854☎075-801-8186 FAX075-801-3482

全国福祉保育労働組合京都地方本部

執行委員長 久保田徹

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5F 〒604-8854☎075-801-8186 FA X075-801-3482

日本国民救援会京都府本部

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 5 階 〒604-8854 **☎**075-8813-4800

宇治山宣会

会長 薮田秀雄

〒611-0033 宇治市大久保町北の山 11-1 薮田秀雄気付 ☎/ FAX0774-48-2472

市民共同法律事務所

京都市中京区鳥丸通二条下ル西側ヒロセビル2階 ☎075 (256) 3320

くらしと権利を「第一」に

京都第一法律事務所

京都市中京区鳥丸通二条上る蒔絵屋町 280 番地 ヤサカ鳥丸御所南ビル 4 階 ☎(075) 211-4411FAX (075) 255-2507

おめでとうござ

国領五一郎を顕彰する京都の会

〒602-8282 京都市上京区仁和寺街道千本東入 西陣文化センター 全西陣織物労働組合内 ☎075-441-7624

知は力、本のことならおまかせください。

民主的出版社15社との共同で、2~3日で本をお届けする「本の特送便」をご利用ください。 詳しくは下記までお問い合わせください。

ブックセンター かもがわ

2075 (415) 7902 FAX (415) 7900

今年も話題の本をお届けします

株式会社かもがわ出版

2075 (432) 2868 FAX (432) 2869

心に伝わる本づくり、自費出版の相談は

株式会社ウインかもがわ

2075 (432) 3455 FAX (432) 2869